

議案第41号

滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成19年11月26日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第20号）の一部を次のように改正する。

第18条第2号ウ中「及び日本郵政公社」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。